

郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第32号

郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬		別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
選挙長	日額 12,200円	選挙長	日額 10,800円
投票所の投票管理者	日額 14,500円	投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
開票管理者	日額 12,200円	開票管理者	日額 10,800円
投票所の投票立会人	日額 12,400円	投票所の投票立会人	日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円
開票立会人	日額 10,100円	開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 10,100円	選挙立会人	日額 8,900円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
2 (略)		2 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に執行される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までに執行された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。